

第2子を産める環境とは¹

-所得別にみる育児支援政策の効果-

慶應義塾大学 寺井公子研究会 社会保障分科会

村中智紀

大橋誠

川野邊尊寛

葉山舞子

2015年11月

¹ 本稿は、2015年12月5日、6日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2015」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては寺井公子教授(慶應義塾大学)をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

産みたくても産めないというジレンマを抱えている夫婦が大勢いる現実に日本は直面している。一般社団法人「1more Baby 応援団」の「夫婦の出産意識調査 2015」によると、2人目以降の出産を躊躇う「第2子の壁」があるとの回答が75%に上った。理由としては「経済的な理由」が最も高いものの、現金給付で全てを賄うには限界があり、その他の支援策として保育所の拡充や企業の支援制度が考えられる。そこで、我々は潜在的保育所定員率という指標を用いて潜在的待機児童数を考慮すると共に、2009年調査から2013年調査の「日本家計パネル調査」を用いて企業のワーク・ライフ・バランス支援制度の有無をみることで、ミクロな視点から政府・企業の支援策の出生行動への効果を検証した。分析の結果、有意ではないが潜在的保育所定員率は正の符号を得た。しかしデータ利用の制約上、地域を大きく8つに分類したことで、本来市町村単位で行われている保育サービスの差異を反映できていない。したがって、保育サービスの供給主体単位に近づけた推定であれば、より現状を反映した値を得ることができると推測する。一方、企業制度は有意に正の符号をとり、企業が従業員に対して家族サービスの充実を支援することは、妻の出産への不安を取り除く効果があるといえる。また、所得別に分析を行った結果、低所得世帯には上記の企業制度は有意ではなくなった。一方で、潜在的保育所定員率は有意ではないが、高所得世帯と比較すると効果は高い。この結果から、低所得世帯では育児環境を整える選択肢が限られるため、保育所利用の必要性が高いと考えられる。高所得世帯では、潜在的保育所定員率の効果は小さいが、三世同居ダミーと夫の勤め先の制度が有意に正であり効果が高い。このことから、高所得世帯では家庭内での家事・育児の協力ができるほど出生意欲を上昇させるといえる。以上の結果から、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する企業に補助金を充てることが、育児支援策としての企業制度整備の促進につながる考えた。そのため我々は、高所得世帯に対し、半日・時間単位の休暇制度のようなワーク・ライフ・バランス支援制度の整備を推進させることを提言したい。他方低所得世帯には、認可保育所のような現物給付が望ましいため、入所基準に所得水準を取り入れることを提案する。以上のように、所得別に政策を行うことで効果的に第2子を産める環境を整備することができる。

キーワード：第2子、JHPS、所得階層

目次

はじめに

第1章 現状分析

第1節 保育制度

第2節 その他保育

第3節 保育所の入所基準

第2章 先行研究と本稿の位置づけ

第1節 家計パネル調査を用いた先行研究

第2節 保育所整備に関する先行研究

第3節 先行研究を踏まえた本稿の位置づけ

第3章 実証分析

第1節 データと変数の説明

第2節 モデルと推定式

第3節 分析結果

第4章 考察

第1節 出産を促す要因の考察

第2節 所得階層別の結果の考察

第5章 政策提言

第1節 高所得世帯への育児支援

第2節 企業制度拡充の実現可能性

第3節 低所得世帯への支援と保育所のあり方

おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の『第14回出生動向基本調査』によると、夫婦の理想の子ども人数は2.42人だという。しかしながら、2014年度の合計特殊出生率が1.42であることからわかるように、理想の子ども人数の値と現実の子ども人数の値とには大きなギャップがある。産みたくても産めないというジレンマを抱えている夫婦が大勢いる現実に日本は直面しているのである。一般社団法人「1more Baby 応援団」（理事長・森雅子前少子化担当相）が2015年5月に発表した「夫婦の出産意識調査2015」によると、2人目以降の出産を躊躇う「第2子の壁」²があるとの回答が75%に上った。第2子を産めない理由としては「経済的な理由」が最も高く、「仕事上の理由」のほか、保育所などの「社会制度上の理由」も挙げられていた。

上記の理由を解決する施策の一つとして保育所の拡充が挙げられる。現政権は成長戦略の重要な柱として、2017年度までに「待機児童0」を掲げており、保育の受け皿を40万人分増やす計画が行われている。しかし、2013年4月には横浜市が「待機児童0」達成と公表したものの、翌年には潜在的待機児童数が顕在化し「待機児童0」は見せかけの達成であったことが明らかになった。なぜなら、保育所に申請を出す前に諦めて仕事を辞める母親、待機すら諦める母親が考慮されていなかったためである。

そこで、我々は潜在的保育所定員率という指標を用いて潜在的待機児童数を考慮すると共に、2009年調査から2013年調査の「日本家計パネル調査」³からわかる企業のワーク・ライフ・バランス支援制度の有無をみることで、ミクロな視点から政府・企業の支援策の出生行動への効果を検証する。分析にはパネルロジットモデルを採用し、所得層ごとに支援の効果に差異があることが判明した。この結果の考察をもとに、我々は高所得者・低所得者それぞれへの効果的な出生率向上策を提案する。

²同法人では、「生活費や教育費に関連した家計の見通しや、仕事等の環境、年齢等を考慮し、第2子以後の出産をためらうこと」を「2人目の壁」と定義している。

³本稿の分析に際しては、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査」の個票データの提供を受けた。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では保育所の仕組みや企業の取り組みを紹介する。第2章では家計パネル調査を用いた先行研究、保育所整備に関する先行研究を整理し、本稿の位置づけを紹介する。第3章では使用するデータと変数について説明し、実証分析を行う。第4章では実証分析結果を考察し、第5章で、政策提言を行う。

第1章 現状分析

第1節 保育制度

本節では、働く女性にとって必要不可欠である保育所制度の概略について説明する。保育所は大きく2種類に分類される。一つ目は、児童福祉法が定める基準に基づいて自治体または一般社団法人により設立される認可保育所であり、約2万4千カ所(平成26年度時点)存在している。これは、仕事などのやむを得ない事情があり、自治体に申請を受理された者だけが利用できる。二つ目は、それ以外の認可外保育所であり、全国に約7000カ所存在している。認可外保育は無認可保育とも呼ばれ、夜間の保育を行っているベビーホテル、企業で保育サービスを提供する事業所内保育所や山間部等に設置された僻地保育所等が該当する。

認可保育園はその運営費として、サービス利用者が支払う保育料に加え、国や自治体から補助金という形で公費が含まれている。財源の面で見れば、自治体に運営される公立保育所と民間で運営される私立保育所でそれぞれ負担者や負担額が異なっている。前者は保育料:公費の比率は約1:1であり、公費は地方交付税交付金により賄われている。後者は保育料と公費はおおよそ2:3の比率でそれぞれ負担されており、さらに、公費は国:都道府県:市町村で約2:1:1の割合で負担されている(図1)。

一方で認可外保育所では公費での運営がなされないため、認可保育所と比較して保育料は高額にならざるを得ない状況となっている。

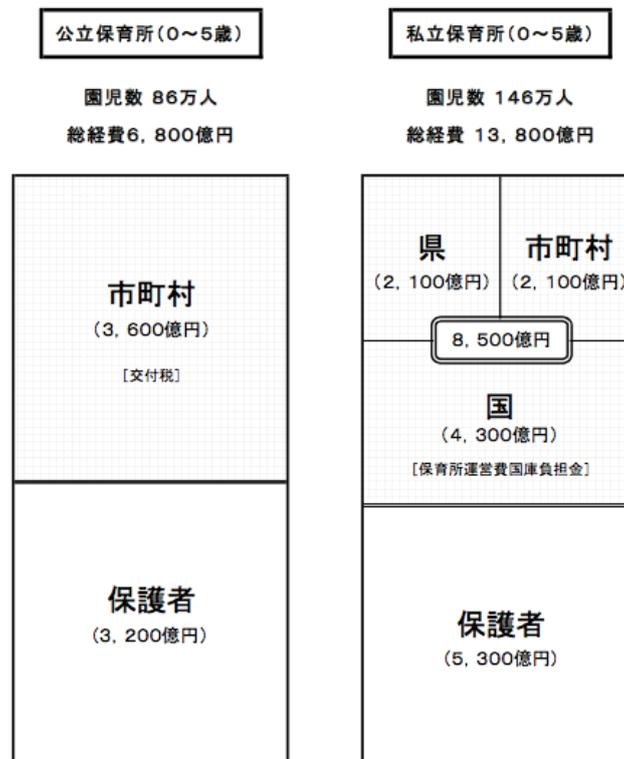


図1 出典：全国保育団体連合会「公定価格・利用者負担について」

認可保育所の場合は両親の世帯収入、自治体、子供の年齢等により保育料が変化するが、認可外保育所の場合は両親の収入に関わらず一定の保育料である場合が多いため、低所得の家庭には利用しにくいという現状がある。

例えば、東京都に住む年収400万の家庭が子供二人を預けるというモデルケースを想定する。認可保育園の場合、平均して第一子が約21,000円、第二子が約12,000円であるが、認可外保育所の場合はおよそ41,000円（厚生労働省「平成24年 地域児童福祉事業等調査」をもとに筆者計算）であり、一部補助金が支給されるとしても大きな負担となる。こういった利用者負担の重さの違いは、待機児童問題を考える上で重要なファクターとなってくる。なぜなら、保育料の安い認可保育所の入所に希望が殺到し、これを受けて新たに認可保育所が設置されたとしても、それまで入所を諦めていた母親たちが入所を申し込むことで、更なる待機児童が発生するためである。このように、待機児童は逃げ水のように生じるものであり、この潜在的な待機児童は厚生労働省の推定によると約90万人いると言われている。平成26年時点、保育所の定員数は認可保育所で約230万人、認可外保育所で約20万人となっている。平成21年の民主党政権の頃より認可保育所の数や定員率は改善さ

れてきているが、前述の通り潜在的待機児童に対応できる数字ではない(図2)。詳細は第2節にて記述するが、待機児童問題の解決が難しい理由の一つに、保育所が不足している地域が都市圏に集中していることが挙げられる。都市部では、育児福祉法の基準を満たす認可保育所を設立するための敷地や保育士を確保できず、ニーズに追いついていない。そこで、認可保育所以外の保育の形態についても言及する必要がある。

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)

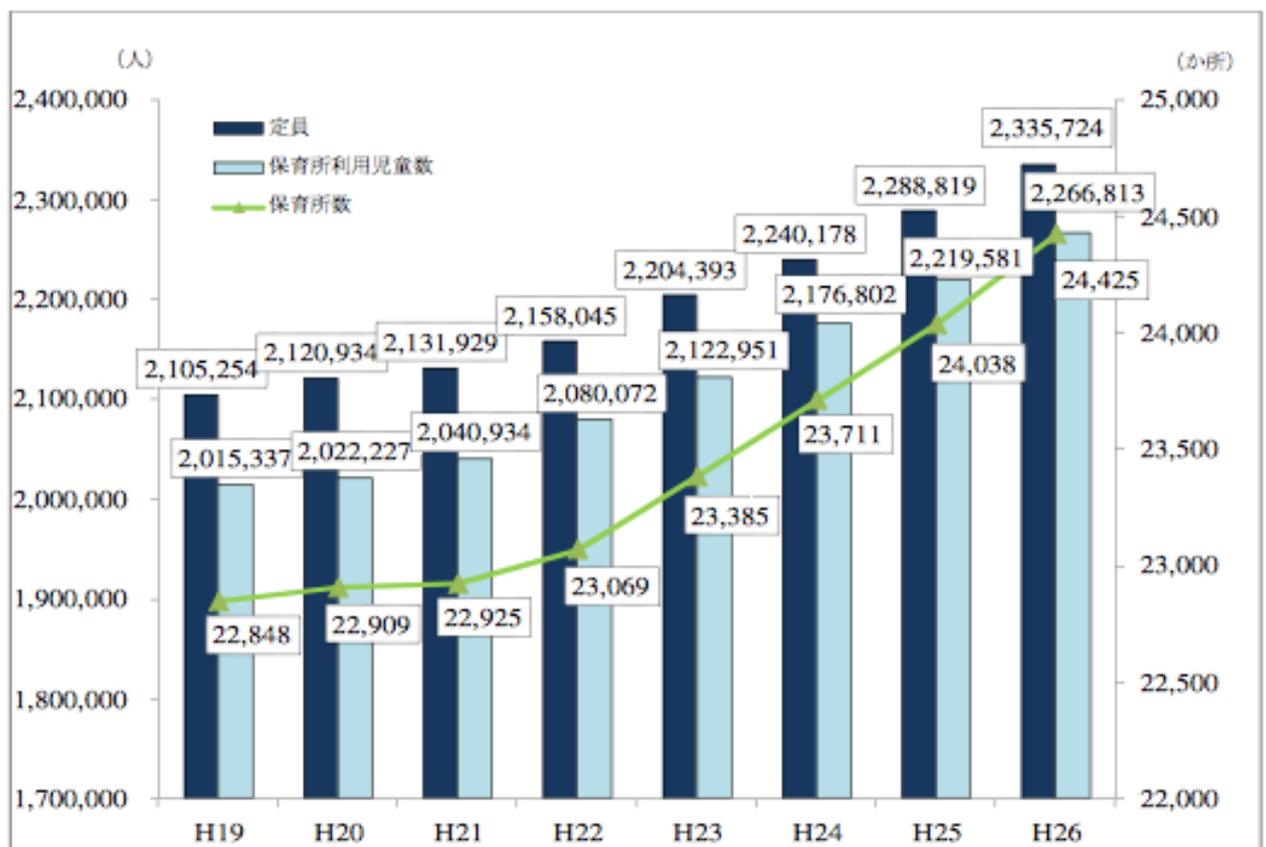


図2 出典：厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」（平成26年4月1日）

第2節 その他保育

潜在的待機児童問題に対応するため、平成 29 年までに 40 万人の保育所定員の拡充を目指すという政策が現政権により進められている。宇南山(2012)によると、出産適齢期の 20 歳～39 歳の女性の結婚経験率は 2010 年度では 50%台であり、宇南山・山本(2015)が述べているように、女性の結婚経験率と合計特殊出生率が強い相関関係にあることを考慮するならば、女性が結婚しやすい環境の整備が有効な少子化対策になると考えられる。また、厚生労働省が 2004 年に実施した、結婚に関する意識調査である「少子化に関する意識調査研究」によれば、女性の結婚をためらう要因として「仕事を継続したい」、「結婚資金が足りない」などが挙げられる。さらに、育児・出産を理由に離職せざるを得ない女性についても考慮する必要がある。宇南山(2013)は 2010 年度の育児・出産を理由に離職した女性の割合を 62.4%としており、依然として多くの女性が仕事と子育てを両立させるのが難しいと述べている。それゆえ、現政権は女性のさらなる社会進出を支える土台として保育所の整備を進めているが、財政的な制約、土地的な制約、人的な制約が存在するため、認可保育所を単純に拡充する策には限界がある。

上記のように、入所できる世帯が限定されている状況では、認可保育所は比較的生活に困窮している世帯を対象にせざるを得ない。したがって、サービスを必要としているものの要件⁴を満たさない世帯を対象とした制度である事業所内保育所の可能性と、企業の育児支援制度についても考慮する必要がある。事業所内保育所は認可外保育の一形態であり、企業内またはオフィス近辺に設置されるもので、両親の近くに子供を預けられることが特徴である。企業にとっては離職してしまう女性の労働力を失わずに済み、かつ CSR の観点からも設置が望ましいものである一方で、実際の事業所内保育所は平成 25 年度で約 4000 カ所にとどまっている。これは前節で述べたように、保育所が不足している地域は都市部に集中しているためと考えられる(図 3)。人口 10 万人当たりの待機児童数でみると沖縄県が最も高い数字だが、これは沖縄県の平均所得水準が低いことから両親が共働きとなるケースが多いためと考えられる。それ以外の県では、待機児童問題が顕著なのは以下のグラフからわかるように経済規模の大きい都市圏であるといえる。

⁴ 認可保育所への入所には基準が設けられている。この仕組みについては第 3 節で説明する。

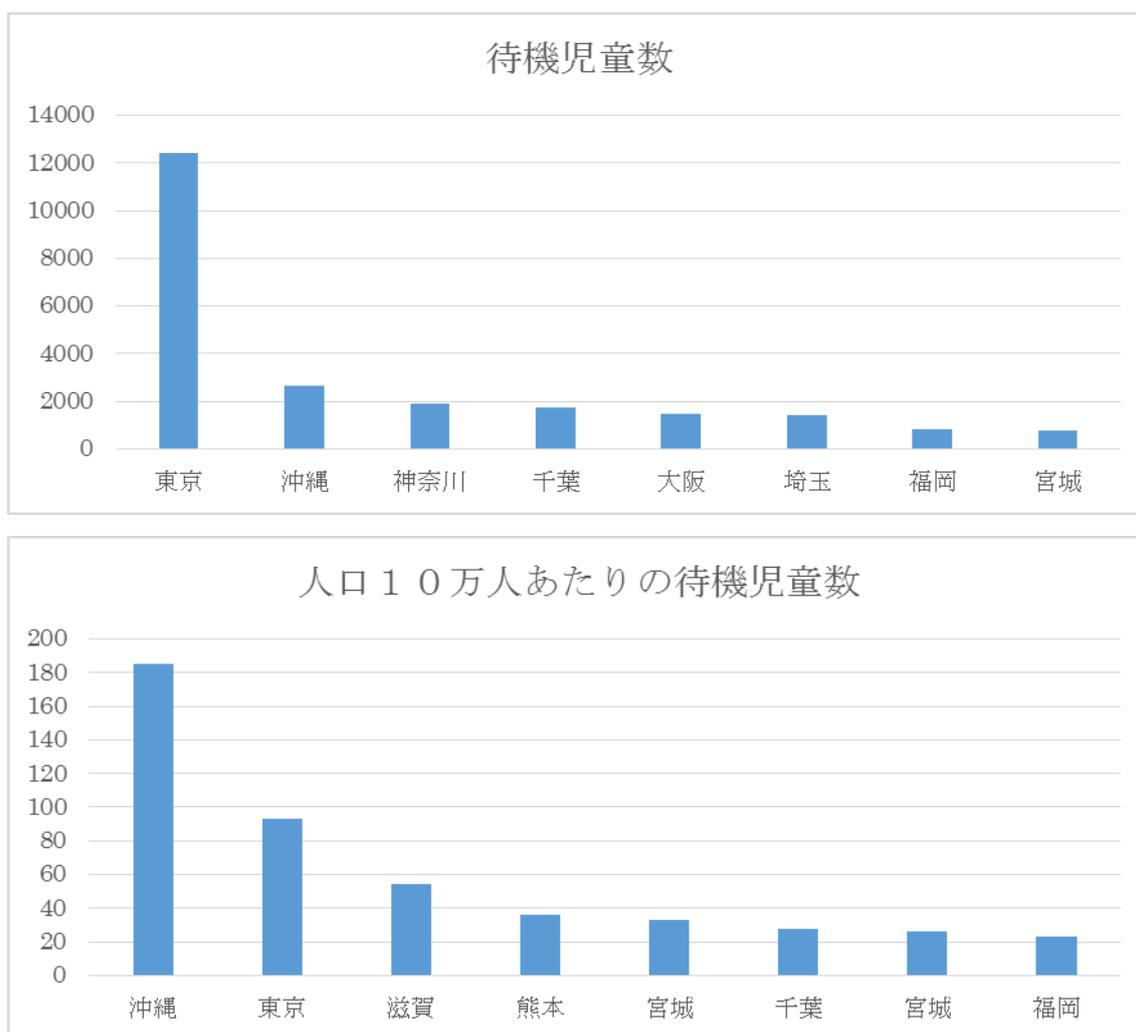


図3 出典：厚生労働省「都道府県・指定都市・中核市別 保育所待機児童数集約表」
より筆者作成

例えば、東京都では平成24年度の待機児童数は約9千人にも上るが、企業のオフィスが集中する過密地域においては、こうした事業所内保育所を設置する物理的なスペースが限られるため、あまり進められていないのが現状である。母親の視点から考えても、通勤時間帯に子供を連れて行くのは困難であることが指摘されている。

そこで、事業内保育所以外にも企業の両立支援策を模索する必要がある。以下は厚生労働省委託の男性の企業内育児支援制度に関するアンケート調査である(図4)。

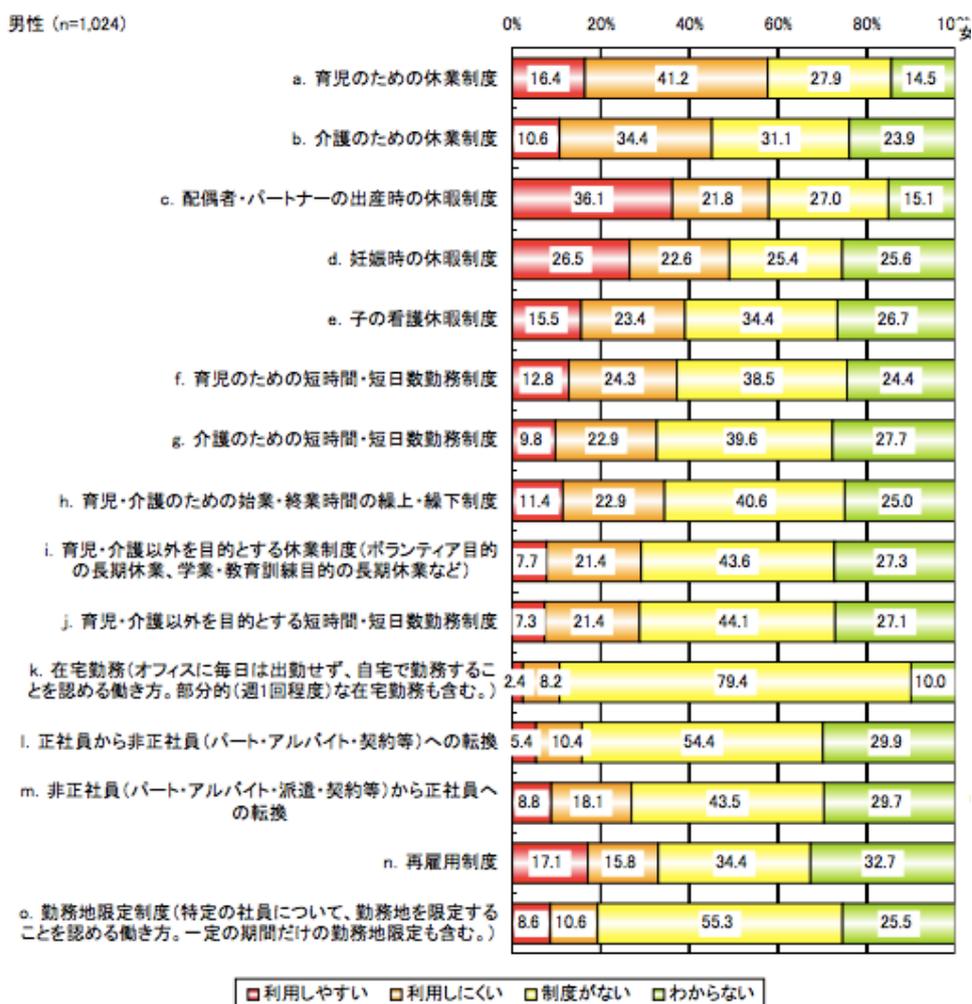


図4 出典：厚生労働省「子育て期の男女への仕事と子育てと両立に関するアンケート」

2009年

ここから読み取れるように、男性にとって取得しやすい制度が充実しているとは言い難く、そもそも制度自体が存在していないという回答も多数を占めている。例えば、実際の男性の育児休業取得率は2.3%程度であり、女性と比較するとその低さは著しいものである(平成25年度厚生労働省 事業所調査による)。取得率の低さの理由として、男性は長期の育児休暇制度を利用することに抵抗を感じる、社内の雰囲気が取りづらいという点が挙げられる。社員が長期離脱することのリスクやコスト面を考慮すると、この数字を上昇させることは難しい。日本生命保険相互会社が男性社員の育児休業を1週間に限定し、取得率を100%にしたという例もある。

企業がこうした両立支援策を推進することは、雇用者だけでなく企業側にもメリットがある。山口(2011)によると、トービット回帰分析を用いて分析した結果、ワーク・ライフ・バランス推進型の企業と育児介護支援型企業は、そうでない企業と比較して生産・利益効率の高さと有意に関連している。それゆえ、これらの制度をより取得しやすい環境の整備は少子化対策としてだけでなく、企業の生産性を向上させるためにも望ましい。

第3節 保育所の入所基準

現在、保育所では厚生労働省が定めた児童保護法に基づく入所基準が設けられている。多くの自治体は以下のようなポイント形式を採択しており、該当する項目のランク付けに伴って入所の可否を決定している。自治体によって細かな項目は異なっているが、大まかな内容は都市部も地方も変わらず以下の通りである。

1. 片親家庭であるか否か
2. 核家族で夫婦であり、日中外でどれくらい働いているか
3. 夫婦において一方が日中外で働き、一方が求職中である家庭
4. 子どもの同居家族全員が外で働いているかどうか
5. 夫婦で自営をしている家庭であるか
6. 子どもの同居家族全員で自営をしている家庭かどうか
7. 子ども同居家族(祖父母など)が70歳以上で家に居り、夫婦が共働きの家庭で介護が必要かどうか
8. 子ども同居家族(祖父母など)が70歳以上で家に居り、夫婦のうち一方が外で働き、一方が求職中の家庭かどうか

ポイント形式をとっている横浜市の入所基準を例に、入所について説明する。

「利用調整基準」

（基準の考え方）		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。	F
2 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	B
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	F
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。	G
3 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G
4 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
4 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。	A
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。	C
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合。	F
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
7 通学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
8 求職中	求職中。	H
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

「その他の世帯状況」

1	ランクの引上げに用いる指標 ※ 「利用調整基準」におけるランクが「9 ひとり親世帯等」と「10 市外在住」の場合は、適用しません。 ※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。
(1)	ひとり親世帯等
(2)	生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
(3)	生計中心者の失業
(4)	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
(5)	育児休業のため横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
(6)	育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
(7)	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）
(8)	認定こども園を利用している児童が1号から2号に認定区分が変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合

「調整指数一覧表」

・保育の代替手段（主たる1項目のみ適用）

内容		備考
利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
認可保育所又は認定こども園からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。）	-1	
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。（卒園時に育児休業を取得しており、育児休業明けで認可保育所の利用申請をする場合も含む）	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に適用します。
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を育児休業のために利用を止め、復職時に利用申請をする場合。	5	利用期間のわかる証明資料がある場合に限ります。
利用申請時点で保育を必要とする要件があり、利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。（一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。）	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限ります。
利用申請時点で保育を必要とする要件があり、利用申請児童を横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）	1	
児童を職場で見ている。	-1	
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
・世帯の状況		
保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りません。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りません。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
同居の家族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りません。
別居の家族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	1	
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだい児の介護を行っている。（施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。）	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育の学生である。	-1	

・就労状況等（父母共に該当する場合であっても2倍しません。）		
認定こども園において、1号から2号に認定区分が切り替わった場合。	5	
単身赴任。	2	
両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している世帯。	-1	
勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
元のランクの類型が「居宅内外就労内定」か「求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	就労しているが就労日数・時間が保育の必要性の認定基準に満たないために「内定」「求職中」となる場合に適用します。
・ひとり親世帯等		
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
元のランクが「9 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
元のランクが「9 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
・きょうだいの状況（いずれかひとつ）		
多胎子が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
在園児以外の子の育児休業のため認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となったきょうだいの利用を申請する場合。	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。（多胎児の同時申請を除く。）	3	
IV 複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の利用調整の優先順位		
同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。		
1	類型間の優先順位（①～⑩の順） ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働（内定） ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中	
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。	
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。	

図5 出典：平成28年度横浜市保育所等利用案内

選考にあたっては、上記実施基準を基本として、児童の状況、家族構成などを考慮して、総合的に審査し決定している。例えば、月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事しているAランクの人は、月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事しているDランクの人よりもランクが高いため、Aランクの前者を優先させるといった形式である。もしランクや点数が同じになった場合は、優先順位の項目に基づき入所を決定している。所得に関しては、もし同じ点数だった場合、所得の低い世帯を優先して入所させる仕組みとなっているが、今のところ優先度は低く設定されている。

現行の基準では育児をすることが極めて困難な状況の人を中心に入所を決定しており、第2子以降の受け入れについては保護者の健康状態が悪化するといったよほどの事情がない限りは受け入れられていない。第2章第2節にて後述するが樋口・松浦・佐藤(2007)も言及している通り、保育所は第1子に対して有効であるが、第2子以降については有効な要因になりづらい傾向にあると言われている。

先行研究において樋口(2000)は、過去20年間の都道府県別時系列データを使用し、47

都道府県について Granger Test の手法を用いて、出生数と保育所数との因果関係のテストを行った。結果として「保育所の数が増えたからといって、出生率が高まるとは言えないことが示唆される。」と論じている。

もしこの入所基準を緩和した場合、待機児童がさらに増加してしまう恐れがある。第 1 節で述べてきたように、待機児童数は地方に比べて都市部のほうが圧倒的に多く問題となっているが、地方では定員数に余裕が生まれている。このことは地域社会のコミュニティの疎遠化や人口の過密化といった現象に深くかかわる問題である。

第2章 先行研究と本稿の位置づけ

第1節 家計パネル調査を用いた先行研究

まず「日本家計パネル調査」を用いた先行研究を紹介する。「日本家計パネル調査」を用いて、出生行動を分析した文献は少ない。その中の一つである萩原(2013)は、恒常所得の低下と所得リスクの上昇が出生を減少させる理論モデルをマイクロデータから実証分析を行った。分析結果から、経済危機による不況と出生と妻の就業のトレードオフが重なり、合計特殊出生率の低下を招いていることを明らかにした。そこで、仕事と家事・育児の両立が可能な労働市場の実現は確かに今後の経済成長にとっては重要であるが、それだけでなく、景気を好転させることで所得に対する不安をなくすことも、日本の出生率低下に歯止めをかけるために重要であるとした。また、両親との同居が出生を促進させるという推定結果から、妻が就業しても出生し、子育てがしやすい環境作りが必要であり、例として、保育所の整備等の保育サービスの拡充を進めることが日本の出生率の向上に効果的であると指摘した。

第2節 保育所整備に関する先行研究

次に、保育所の拡充による効果についての先行研究を紹介する。樋口・松浦・佐藤(2007)は家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の1999年から2005年までの13年分の個票データや、厚生労働省「社会福祉施設等調査」のデータ等を用いて、共働き世帯を対象に分析を行った。結果は、保育所定員数は第1子の出生率と正に有意な結果を得る一方で、第2子については有意な結果を得られなかった。宇南山(2014)は結婚・出生と就業の両立可能性が実現する環境を整備することで女性の活用と少子化の解消のトレードオフを回避することが可能とし、ひいては少子化対策に繋がると主張した。そこで、マクロ統計である国勢調査から生年コーホートを作成し、疑似パネル分析を行った。その結果、両立可能性の決定要因だと考えられるのは、唯一保育所の整備状況のみであると結論付けた。尚、宇南山(2014)においては、保育所の整備状況を保育所の需要を反映した保育所定員や

定員率で観察することは適切でないとして、利用可能性を示す指標である潜在的定員率(=保育所定員/20-39歳の女性人口)という指標が用いられている。

第3節 先行研究を踏まえた本稿の位置づけ

萩原(2013)は、両親との同居ダミーが出産に有意であり符号は正であることから、子育てをしやすい環境整備を進めることが必要とした上で、その具体的な施策として保育所の拡充を挙げた。しかしながら、この論文は直接的に保育所が出産を促進するか否かについての効果を示したものではない。そこで、政府による保育サービス供給の指標として、宇南山(2014)を参考に潜在的保育所定員率を採用する。また、日本家計パネル調査を用いることにより、対象者の勤務先の制度を把握し、企業の支援制度の効果を分析することができる。このようにして、我々は保育所の整備と企業の制度それぞれの出産意欲への効果を見ていく。

加えて、本稿の特徴は、第2子以降における出生行動に着目する点にある。国立社会保障・人口問題研究所によると、日本の2013年における人口置換水準⁵は2.07である。合計特殊出生率がこの水準を下回り続けるならば、人口は減少へと向かうばかりである。したがって、第2子を安心して産める環境を整備することは日本のこれからの経済成長と密接に関わっているといえる。一方で、冒頭で述べたように、夫婦の出産意識において第2子出生の大きな壁となっているのは「経済的な理由」である。したがって、所得水準は重要な観点の1つであると考えられる。日本家計パネル調査を用いて各世帯の所得を把握し分析することは、「第2子の壁」に対する現実的なアプローチを模索する手がかりとなり得る。

本稿は、以上の2点に注目し分析を行う。家計というミクロな視点から、第2子以降の出生行動について、潜在的保育所定員率を用いて政府供給・企業制度の効果を比較する実証分析は存在しない。本稿の貢献は、初めて個票データによる分析に潜在的保育所定員率の概念を取り入れ、更に所得層ごとに異なるアプローチを試みる点にある。

⁵ 人口置換水準とは、人口が増加も減少もしない均衡状態となる水準を指す。

第3章 実証分析

第1節 データと変数の説明

本稿における分析には、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが実施する2009年から2013年までの5年にわたって行われている「日本家計パネル調査」（以下 JHPS）の単年パネルをマッチングさせ、パネル化したデータを用いた。具体的には、「JHPS2009」から「JHPS2013」の過去5年分のプールデータである。

本稿では、すでに第1子以上を出産している女性が、更に出産をするか否かの選択において企業・政府による育児支援策の効果を検証する。したがって推定にあたっては、対象とする世帯を20歳～44歳の有配偶女性と1人以上の子供がいる世帯に限定している。また、所得を把握するにあたっては JHPS の質問項目に「世帯全体の手取りの年収」があるが、無回答による大幅なサンプル数の減少がみられた。そこで、実証分析には所得の代理変数として「世帯全体の預貯金額」を用いる。所得と預貯金額には直接的な関係があり、個人可処分所得と個人預金の相関はかなり高いとされる⁶。したがって、預金残高をみることで、世帯の所得も一定程度把握できると考える。

本節では、推定に必要とする変数の作成方法について説明する。また、各変数の記述統計量を表1にまとめている。

<被説明変数>

- ・ 出産意欲の表れとしての出産の有無

JHPS では回答の直近1年で子供が生まれたかどうかを調査しているが、出産意思に関する質問項はない。したがって、本稿では予期せぬ妊娠については考慮せず、出産という行為が意欲の表れと仮定して分析を行う。過去1年間に世帯変動の1つとして「子供が生まれた」と回答した場合を1、そうでない場合を0とするダミー変数を作成した。

<説明変数>

⁶ 朝倉 考吉, 北川 巧生, 石井 康裕(1959)「全国銀行預金についての一分析—その特質と決定要因—」『内閣府 経済社会総合研究所 経済分析1号』より

- ・政府による支援としての潜在的保育所定員率

保育所の整備状況については、保育所の定員数そのものではなく、先述の通り宇南山(2014)で利用可能性を示す尺度として保育所の効果をみるのに望ましいとされている潜在的保育所定員率を用いる。宇南山(2014)における対象女性年齢は20歳～39歳であるが、本稿では、近年の傾向として晩婚化・高齢出産の伸びを考慮し、以下の式により算出した。

$$\text{潜在的保育所定員率} = \text{保育所定員数} / \text{20歳～44歳女性人口}$$

作成にあたって使用した数値は、厚生労働省の実施する「社会福祉等実施調査」より入手した保育所の定員数と、総務省の「住民基本台帳年齢別人口」より入手した20歳～44歳女性人口である。

なお、潜在的保育所定員率に関する文献には都道府県別に算出しているものが多いが、本稿ではJHPSの利用の制約上⁷、8つの地域ごとに2009年から2013年の5年分のデータを作成した。

- ・企業による支援としての半日・時間単位休暇制度

JHPSの利点として、就業者が属する企業の制度の有無を確認できることが挙げられる。本稿においては、十分なサンプル数を得るために女性の就業の有無を区別していないため、企業のワーク・ライフ・バランス支援及び育児支援策を配偶者である男性が利用する場合について検証する。JHPSの企業制度に関する質問項には育児休業に関する項目がないため、代わりに男性が比較的に利用しやすく、家族としての育児への協力を促す制度として「半日・時間単位の休暇制度」の有無を変数に用いる。質問に対し「ある」もしくは「利用経験がある」と答えた場合には1、「ない」もしくは「わからない」と答えた場合には0とするダミー変数を作成した。

- ・その他コントロール変数

妻の年齢、年齢の二乗

⁷ JHPSによる「地域ブロック」区分より、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の8地域ごとに潜在的保育所定員率を算出している。

先行研究の萩原(2013)を参考に、年齢が経過するにつれ出産が逡減することを確認する。年齢が高くなるにしたがって生活に余裕が生まれ出産意欲は上昇するが、一定の年齢を超えると出産による母子の健康的なリスクを考慮し、出産意欲は減少すると考える。

妻の学歴

妻が大学を卒業している場合、就業しキャリアを積む意欲が高い一方で出産数は低くなると考えられる。特に高学歴である女性の結婚時期は遅い傾向にあり、年齢の経過による出産リスクの上昇から第2子以降出生率には負の影響を与えると推測する。白波瀬(2005)によると、戦後生まれ以降のコーホートでは一貫して学歴が高いほど結婚年齢が高くなる。妻の最終学歴について「大学」「大学院」である場合を1、そうでない場合を0とするダミー変数を作成した。

預金残高

第2子以降の出産が経済的負担の大きさにより抑制されることを確認する。個人が出産を控える、もしくは希望している際、学費を始めとする後の子供の養育費は世帯の貯蓄から賄おうとすると考え、「預貯金額」の数値を変数とする。ただし、預金残高の多い世帯を所得の高い世帯とし、預金残高の低い世帯を所得の低い世帯と仮定する。

三世同居

家庭において家事・育児に携わる者の存在が出産意欲を上昇させることを確認する。家族構成において「同居している父母」「同居している配偶者の父母」がいる場合は1、いない場合は0とするダミー変数を作成した。

夫の勤務時間

上記の三世同居に加え、特に就業女性について夫の家事・育児参加度⁸が出産意欲を上昇させることを確認する。松田(2005)では、夫の労働時間の長さが夫の家事・育児参加を強く規定する要因であることが示されている。このことから、夫の勤務時間が長いほど育児の負担は妻に偏り、第2子以降の出生は抑制されると考えられる。配偶者である夫の「週平均勤務時間」の数値を変数とする。

⁸ JHPS2009 から JHPS2013 のうち、家事に費やす時間・育児に費やす時間を問う質問項は2011年以降に限られているため

以上の変数を用いて、政府・企業の育児支援策の効果や先行研究の理論が整合的であるかどうかを JHPS という個票データにより分析し、評価していく。分析にあたっては、統計解析ソフト「stata ver 13.1」を使用する。

説明変数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	期待する符号
出産ダミー	0.091431	0.288276	0	1	
妻年齢	37.31829	4.780653	20	44	正
妻年齢二乗	1415.5	343.8348	400	1936	負
妻大卒ダミー	0.167942	0.373886	0	1	負
預貯金額	336.7659	699.394	0	15000	正
三世同居ダミー	0.183244	0.386941	0	1	正
夫勤務時間	45.95524	20.11619	0	140	負
夫半日・短時間休暇制	0.493497	0.500053	0	1	正
潜在的保育所定員率	0.078036	0.020922	0.046693	0.110161	正

表1 記述統計量 筆者作成

第2節 モデルと推定式

本稿では、被説明変数を出産ダミーとして、企業・政府の育児支援が出産意思に対して効果があるのかを検証する。出産ダミーは出産行動の有無を数値化した0と1の二値しかとらない変数であり、このようなモデルは離散的選択モデルのうちの二項モデルと呼ばれている。実証分析にあたっては、ロジット分析やプロビット分析が使用されるが、本稿ではパネル二項ロジット分析を採用する。

まずは、推定に使用する分析手法について整理する。例えば、以下のような単回帰モデルを考える。

$$y_i = \alpha + \beta x_i + \mu_i$$

ここで、 y_i が0あるいは1の二値しかとらないとする。このとき、

$$p_i = P(y_i = 1) = P(\mu_i = 1 - \alpha - \beta x_i)$$

$$1 - p_i = P(y_i = 0) = P(\mu_i = -\alpha - \beta x_i)$$

となる。最小二乗法には満たすべき条件が存在し、誤差項について期待値が0であること ($E(\mu_i) = 0$)、分散が均一であること ($V(\mu_i) = \sigma^2$) が前提となる (古典的仮定)。しかし、上記の式には

$$E(\mu_i) = 0 \Rightarrow 0 < p_i = \alpha + \beta x_i < 1$$

$$V(\mu_i) = (\alpha + \beta x_i)(1 - \alpha - \beta x_i) > 0$$

というように誤差項に制約がある。このように、 x_i と y_i の関係を最小二乗法で説明しようとする、正確な予測値を得ることができない。そこで、非線形の近似曲線をあてはめる方法が採用される。ロジット分析やプロビット分析がこれにあたる。

ここからは、本稿で採用するパネル二項ロジット分析について整理する。二項モデルでは、潜在変数と呼ばれる選択行動モデルを理論背景とする。 y_{it} を0あるいは1をとる二値確率変数として、以下のモデルを考える。

$$y_{it}^* = \alpha + \beta x_{it} + \mu_{it} \quad i = 1, \dots, N; t = 1, \dots, T$$

ここで、誤差項 μ_{it} は古典的な仮定を満たすとする。また、 y_{it}^* は連続的であるが観測不可能な潜在変数であり、実際に観測されるのは

$$y_{it}^* = \begin{cases} 1 & (y_{it}^* > 0) \\ 0 & (y_{it}^* \leq 0) \end{cases}$$

である。個人 i が t 時点で選択 1 をとる条件は

$$\begin{aligned} y_{it}^* > 0 &\Leftrightarrow \alpha + \beta x_{it} + \mu_{it} \\ &\Leftrightarrow \mu_{it} > -\alpha - \beta x_{it} \end{aligned}$$

であり、選択確率は

$$p_{it} = P(y_{it} = 1) = P(y_{it}^* > 0) = P(\mu_{it} > -\alpha - \beta x_{it}) = 1 - F(-\alpha - \beta x_{it})$$

である。ここで、 $F_{(z)}$ は誤差項 μ_{it} の分布関数 (累積密度関数) であり、対称性が仮定されるので

$$p_{it} = P(y_{it} = 1) = 1 - F(-\alpha - \beta x_{it}) = 1 - F(\alpha + \beta x_{it})$$

となる。 $F_{(z)}$ として標準正規分布の累積密度関数を用いるプロビット分析においては

$$p_{it} = P(y_{it} = 1) = F(\alpha + \beta x_{it}) = \int_{-\infty}^{\alpha + \beta x_{it}} \frac{1}{\sqrt{2\pi}} e^{-z^2/2} dz$$

により選択確率が表され、 $F_{(z)}$ としてロジスティック分布の累積密度関数を用いるロジット分析においては

$$p_{it} = P(y_{it} = 1) = F(\alpha + \beta x_{it}) = \frac{e^{\alpha + \beta x_{it}}}{1 + e^{\alpha + \beta x_{it}}}$$

$$1 - p_{it} = P(y_{it} = 0) = 1 - F(\alpha + \beta x_{it}) = \frac{1}{1 + e^{\alpha + \beta x_{it}}}$$

というように選択確率が表される。本稿では後者のロジスティック分布に従う分析を用いる。このとき尤度関数は

$$\begin{aligned} l(\alpha, \beta) &= \prod_{i=1}^N \prod_{t=1}^T \{p_{it}^{y_{it}} (1 - p_{it})^{1 - y_{it}}\} \\ &= \prod_{i=1}^N \prod_{t=1}^T \{F(\alpha + \beta x_{it})^{y_{it}} (1 - F(\alpha + \beta x_{it}))^{1 - y_{it}}\} \\ &= \prod_{i=1}^N \prod_{t=1}^T \left\{ \left(\frac{e^{\alpha + \beta x_{it}}}{1 + e^{\alpha + \beta x_{it}}} \right)^{y_{it}} \left(\frac{1}{1 + e^{\alpha + \beta x_{it}}} \right)^{1 - y_{it}} \right\} \end{aligned}$$

である。推定については最尤法が用いられ、対数尤度関数は

$$\begin{aligned} L(\alpha, \beta) = \log l(\alpha, \beta) &= \sum_{i=1}^N \sum_{t=1}^T y_{it} \log p_{it} + \sum_{i=1}^N \sum_{t=1}^T (1 - y_{it}) \log(1 - p_{it}) \\ &= \sum_{i=1}^N \sum_{t=1}^T [y_{it} \log F(\alpha + \beta x_{it}) + (1 - y_{it}) \log \{1 - F(\alpha + \beta x_{it})\}] \end{aligned}$$

で与えられることから、これを最大化する α と β 、すなわち

$$\max_{\alpha, \beta} L(\alpha, \beta) = L(\hat{\alpha}, \hat{\beta})$$

となる $\hat{\alpha}$ と $\hat{\beta}$ が α と β の最尤推定量である。

本稿では出産行動に各変数が与える影響について、以下の推定モデルを設定する。

$$\begin{aligned} y_{it}^* &= \alpha + \sum_{k=1}^8 \beta_k x_{k,it} + \mu_{it} \quad i = 1, \dots, N; t = 1, \dots, T \\ y_{it}^* &= \begin{cases} 1 & y_{it}^* > 0 \\ 0 & \text{otherwise} \end{cases} \end{aligned}$$

y_{it}^* = 出産ダミー

x_1 = 妻年齢

x_2 = 妻年齢二乗

x_3 = 妻学歴（大卒ダミー）

x_4 = 預金残高

x_5 = 三世同居ダミー

x_6 = 夫勤務時間

x_7 = 夫半日・時間単位休暇制度ダミー

x_8 = 潜在的保育所定員率

μ = 誤差項

β = パラメータ

なお、萩原(2013)においては、説明変数はすべて被説明変数の1期前のデータを用いているが、本稿では、推定式は全て同時期のものを用いる。これは、妊娠時には出産後の家計状況や支援を見越して行動をとるという合理的期待形成仮説に則り、出産時期の数値が意思決定に効いていると考えるためである。

また、「第2子の壁」を感じる大きな要因の1つに経済的な余裕のなさが理由に挙げられるが、本稿では育児支援策の効果が経済的余裕の度合いによって異なるか否かを検証する。そこで、まずは20歳～44歳の有配偶女性と1人以上の子供がいる世帯を対象とした分析を行い、これをmodel1とする。さらに、仮に預貯金額が230万円以下の世帯を預金残高の低いグループ、230万円以上の世帯を預金残高の高いグループと設定し同様のモデルによる分析を行い、これをmodel2、model3とする。

第3節 分析結果

表2は、第1子以上を持つ20歳～44歳有配偶女性がいる世帯全体についての分析結果を表している。有意な結果を得た変数は妻の年齢・年齢二乗・妻の学歴ダミー・三世同居ダミー・夫の勤め先の半日・時間単位休暇制度ダミーである。出産ダミーに対し、妻の年齢が有意に正であり、年齢の二乗が有意に負となったことから、先行研究と同様に出産が年齢とともに逡減することがいえる。また、三世同居ダミーが有意に正であり、夫の勤務時間も有意ではないが負であることから、家庭内での家事・育児の負担の減少が

出産意欲の上昇に繋がるという仮説が整合的であると考えられる。一方で、妻の大卒ダミーは予想に反して有意に出産に対して正の影響をもつことが示された。さらに、預金残高は有意でないものの正であることから、出産に対し経済的な余裕があることが望ましいといえる。育児支援に関しては、夫の勤め先の半日・時間単位休暇制度の有無が有意に正であり、出産意思に影響があることがわかる。潜在的保育所定員率は正であるものの、有意な結果は得られていない。

model1:全体				
説明変数	係数	標準偏差	z 値	
妻年齢	0.8037991	0.2068156	3.89	***
妻年齢二乗	-0.0153811	0.0031191	-4.93	***
妻学歴	0.5459901	0.1766499	3.09	***
預金残高	0.0000693	0.0000955	0.73	
三世代同居	0.3878851	0.1934425	2.01	**
夫勤務時間	-0.0005465	0.0036132	-0.15	
夫半日・時間単位休暇制	0.3082034	0.1464171	2.1	**
潜在的保育所定員率	0.4990245	3.513623	0.14	
観察値	2614			
Log likelihood	-662.63251			
Pseudo R squared	0.1711			
Wald chi2(8)	173.77			
Prob > chi2	0			

表2 対象世帯全体の分析結果 筆者作成

次に、低預貯金額世帯と高預貯金額世帯での各変数の影響の相違を検証する。

表3は2つのグループごとの分析結果を表している。低預貯金額世帯において有意な結果を得た変数は、妻の年齢・年齢の二乗・預貯金額・妻の学歴である。対する高預貯金額世帯において有意な結果を得た変数は、三世代同居ダミー・夫の勤め先の半日・時間単位休暇制度ダミー・妻の学歴である。預金残高が低額世帯においてのみ正の符号をとり、高

額世帯にはほとんど影響がないことから、一定水準の経済的余裕は出産に必要な要素であるが、預金残高が高ければ高いほど生みやすくなるというわけではないということが推測される。一方で高預貯金額世帯に対しては、低預貯金額世帯よりも三世帯同居による効果が高いことが示された。また、夫の勤務時間については、低預貯金額世帯が有意ではないが正の符号となった。これは、家庭内分業の効果以上に、夫の長時間勤務による収入増が望まれることを意味するのではないかと推測する。他方、高預貯金額世帯においては出産ダミーが負の影響を受けていることから、夫や父母との家庭内分業をより必要としているのは高預貯金額世帯だといえる。同様に、夫の勤め先の企業制度は、高預貯金額世帯について有意に正の値であることから、預金残高の高い層には大きい効果がみられる。また、潜在的保育所定員率は低預貯金額世帯には正に影響を及ぼすが、高預貯金額世帯に対してはその効果が見られない。妻の大卒ダミーについてはどちらのグループでも model1 と同様に予想と反する正の結果を得た他、高預貯金額世帯では妻の年齢に関する 2 変数が有意な値をとらなかった。年齢が有意な値とならなかったのは、低預貯金額世帯においては第 2 子以降出生に十分な経済力を持つまでに時間がかかるのに対し、高預貯金額世帯では就業形態やキャリアの差から比較的早期に経済的余裕が生まれるためと考えられる。

model2: 低所得				
説明変数	係数	標準偏差	z 値	
妻年齢	0.9061268	0.2628275	3.45	***
妻年齢二乗	-0.0169735	0.0040607	-4.18	***
妻学歴	0.3654513	0.2415466	1.51	
預金残高	0.0023628	0.001288	1.83	*
三世代同居	0.3235449	0.2609608	1.24	
夫勤務時間	0.0009542	0.0045031	0.21	
夫半日・時間単位休暇制	0.1790077	0.1874825	0.95	
潜在的保育所定員率	2.100009	4.596132	0.46	
観察値	1596			
Log likelihood	-419.4035			
Wald chi2(8)	76.46			
Prob > chi2	0			
model3: 高所得				
説明変数	係数	標準偏差	z 値	
妻年齢	-0.1668667	0.4881814	-0.34	
妻年齢二乗	-0.001993	0.0069133	-0.29	
妻学歴	0.7680654	0.2826989	2.72	***
預金残高	-0.0000312	0.0001434	-0.22	
三世代同居	0.5551631	0.3042531	1.82	*
夫勤務時間	-0.0054452	0.0063679	-0.86	
夫半日・時間単位休暇制	0.5171878	0.2544701	2.03	**
潜在的保育所定員率	-3.144966	5.894482	-0.53	
観察値	1018			
Log likelihood	-236.29591			
Wald chi2(8)	92.64			
Prob > chi2	0			

表 3 預金残高別のグループ比較 筆者作成

第4章 考察

第1節 出産を促す要因の考察

本章では、第3章の分析結果をもとに考察を進めていく。

まず model1 の結果より、第2子以降の出産には、三世代同居であることが育児環境の面で最も有効であることがわかる。超高齢社会であり、核家族化が進んでいる現代においては、老親世代と子世代や孫世代との家族関係の移り変わりが注目されている。水上・赤澤・小林(2009)が行った三世代同居に対する意識調査からは、核家族より三世代家族の方が同居に対し高い意識を示し、同居意識は核家族の方が否定的であることが認められた。水上らは、同居の経験がない核家族は三世代同居に関するデメリットは想定できても、メリットの想定はできないのではないかと述べている。こうした世帯に対して同居を促す策として、都道府県や自治体ごとに三世代同居を新たに始める世帯への新築工事・リフォーム工事への助成を行っている。

潜在的保育所定員率については有意ではないが正の符号を得た。潜在的保育所定員率は、第2章で宇南山(2014)が示す通り、保育所の整備が利用可能性や需要にどれほど応えているかの指標となるものであると考えられる。滋野・大日(2001)によれば、第1子出生に対する対入所希望者待機率が有意に正であることと、対入所希望者待機率と結婚後年数の交差項が有意に負となったことから、保育サービスの充実による待機児童の減少が結婚後3～4年経過後の出産に効果的であるという。滋野・大日(2001)では第2子について有意な結果が得られていない。マイクロデータでみると、保育の整備状況は、待機児童問題への有効な解決策が政府により明確に提示されていないことから、既に子供を持つ世帯にとっては測りにくいうえに期待がしにくいのではないかと考える。しかしデータ利用の制約上、地域を大きく8つに分類したことで、本来市町村単位で行われている保育サービスの差異を反映できていない。したがって、保育サービスの供給主体単位に近づけた推定であれば、より現状を反映した値を得ることができると推測する。

最後に、夫の育児への協力姿勢に関する変数としての夫勤務時間、夫の勤め先の半日・

時間単位休暇制度について考察する。どちらの変数も予想した通りの符号を得た。夫の勤務時間は負の効果を持ち、このことから夫が家にいる時間が少なく、家事・育児の負担が妻に偏ってしまうことを示していると考えられる。有意でない理由については、夫の勤務時間が世帯所得の上昇に繋がることから、夫の勤務時間の増加により経済的な余裕が同時に生まれ、大きな負の影響とはならないのではないかと考える。企業制度は有意に正の符号をとり、企業が従業員に対して家族サービスの充実を支援することは妻の出産への不安を取り除く効果があるといえる。ここで考慮する必要があるのは、夫が企業の育児支援策を受ける環境が十分に整っていない企業がまだまだ大きい点である。本稿では比較的休暇期間の長い育児休暇制度や継続的に勤務時間が短縮され、機会費用も少なくないと思われる短時間勤務制度ではなく、世帯の育児状況の変化に合わせて臨機応変な利用がしやすいと考えられる半日・時間単位の休暇制度を変数に用いた。しかし、後者も男性の取得が容易であるとまでは言い難く、男性の家事・育児参加を促す政策の拡充は利用率の問題抜きに語ることは困難である。

一般的には妻の学歴が出産を抑制するといわれるが、model1の結果からは、学歴が高いことが出産意欲を上昇させることが確認できた。萩原(2013)においても同様に負の符号を得られず、理由として妻の学歴が高ければ配偶者の学歴も高い場合が多いという傾向があることを挙げている。また、学歴ダミーごとで就業者の割合をみると、大卒女性とそうでない女性の差は1.3%と大きな違いがみられなかった。これは現代において女性就業者が第1子出産後に離職してしまう問題を反映していると推測できる。以上から、高学歴の妻が稼ぎの高い配偶者を持ち、自身が離職して育児に専念することから第2子出生行動意欲が上昇するのではないかと考える。

第2節 所得階層別の結果の考察

世帯の預金残高によってグループを分けたものがmodel2とmodel3である。

まずはmodel2の低預貯金額世帯について見ていく。model1やmodel3と異なる点には、三世帯同居ダミー、夫の勤め先の制度が有意でないことが挙げられる。注目すべきはこれらが家庭内分業の指標であるということである。これらが影響しないことは、働ける世

帯構成員が育児時間の獲得より経済状態の向上に重きを置いていることを示していると考えられる。このことは、唯一 model2 においてのみ預金残高が有意に正であったことからもいえるであろう。また、企業による休暇制度の利用は、勤務時間を短縮することによる機会費用とトレードオフの関係にある。先述の通り経済的な問題を抱える世帯において、企業による支援制度の有無がさほど第2子以降出生率に大きな影響を及ぼさないのは、経済的余裕を必要とする状況で企業制度を利用するという選択肢を取り難いからではないだろうか。潜在的保育所定員率は有意ではないが、高預貯金額世帯と比較すると効果は高い。したがって低預貯金額世帯では、育児環境を整える選択肢が限られるため保育所利用の必要性が高いと考えられる。

次に model3 の高預貯金額世帯について見ていく。model3 の大きな特徴は、三世同居ダミーと夫の勤め先の制度が有意に正であり効果が高いことや、有意にはならないものの、他の model と比べて夫の勤務時間による負の影響が大きいことである。この結果からは、低預貯金額世帯とは反対に高預貯金額世帯では家庭内での家事・育児の協力ができるほど出生意欲を上昇させるということがわかる。まず預金残高について、明らかに出生率の上昇効果が見られないことから、高預貯金額世帯にとっての「第2子の壁」は経済的な理由によるものではないということがいえる。また潜在的保育所定員率についても同様に効果がみられないが、これはそもそも高預貯金額世帯にとって保育サービスの選択肢が認可保育所以外にもあることが原因の一つではないかと考える。認可保育所は、行政による給付であるため安価で質の良いサービスが保証されるが、入所希望者が殺到する中で入所対象となる世帯には生活に苦しむ母子世帯や貧困世帯などが多い。経済的余裕のない世帯はこうしたサービスに頼らざるを得ないが、余裕のある世帯が大きな負担感なく認可外保育所・ベビーシッター等の保育サービスを選択できることを考慮すると、保育所の整備は経済的余裕のある者にとっては重要な要素とはならないと推測できる。しかし、高所得世帯がそれらの選択肢を積極的にとるとは言えない。認可外保育所における乳幼児の死亡事故や虐待死事件といった社会問題は、女性の育児サービスに対する不安を増大させ続けている。厚生労働省が2013年に公表した「保育施設における事故報告集計」からは、2013年の認可保育所の死亡事故は4件であるのに対し、認可外は15件と3.75倍の差がある。認可外保育所やベビーシッターのような、監視の目の存在が曖昧なサービスに頼る不安の声は少なくない。ここで家庭内分業に関してもう一度分析結果を振り返る。第2子以降の出生に経済的理由がないのであれば、残る問題は女性にとっての育児の負担感である。親や

配偶者の家事・育児への参加度が高まることは、負担の軽減のみならず、上記の保育サービスに対して不安を抑えたまま利用する必要がないという点からも高い効果を期待できるのである。

第5章 政策提言

第1節 高所得世帯への育児支援

前章考察より育児環境の支援のアプローチが、所得階層によって効果が異なることが判明した。まず、高所得世帯を対象とした提言をする。

高所得世帯が出生率を向上させるにあたって重要なことは、家族間で家事育児を分担し協力し合うことである。三世代同居による効果が高いことから、近年の傾向である核家族化からの脱却が望ましいのは言うまでもないが、そのためには、第4章で述べたように、同居経験のない核家族に対する意識改革が必要となる。したがって、効果的な少子化対策としては、夫が育児に携わるための時間を持つ必要がある。小葉・安岡・浦川(2008)では時間制約の緩和によって、夫の家事育児協力が促進されるため、企業が育児取得を促し労働時間に対する下限制約を緩和する政策は、世帯における現状の性別役割分担意識の有無に関わらず有効であると述べている。夫の所得が高いことはすなわち労働時間が長いことを意味しており、育児にかかる時間が損なわれている現状を表している。時間制約を緩和することによって、夫の家事・育児への参加時間が増加し、家庭内での育児環境が整備される。厚生労働省が2009年に発表した「第6回21世紀成年者縦断調査」からも、夫の家事・育児参加時間が第2子出生率の向上につながっていることが判明している。したがって、企業が育児に携わる男性社員に対し、育児休業の取得を促すことは効果的な少子化対策といえる。

さて、ここからは今後整えていくべき男性にとっての育児休業制度について再度確認する。

厚生労働省の事業者調査より、育児休業取得率は以下のように計算することができる。

育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数 / 調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

（※）平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

	平成8年 度	平成11 年度	平成14 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成19 年度	平成20 年度
女性	49.1	56.4	64	70.6	72.3	89.7	90.6
男性	0.12	0.42	0.33	0.56	0.5	1.56	1.23
	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度		
女性	85.6	83.7	{87.8}	63.6	76.3		
男性	1.72	1.38	{2.63}	1.89	2.03		

平成23年度の{}の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果を表す。

図6 出典：厚生労働省「育児休業取得率の推移」

このデータから男性の育児休業取得率は年々向上してきているが、未だその値は小さいままだることがわかる。育児休業は個人が申請して取得する制度であるが、上記の図6からも読み取れるように多くの人は取得できていない。取得していない現状の理由として、収入の半減、同僚への負担、出世への不安といった、職場環境による不安の側面が強い。そのため、企業が育児休業取得率を上昇させるためには、誰でも不安なく制度を取得できる環境整備をする必要がある。

第1章で取り上げたように、日本国内では日本生命保険相互会社が1週間の期間を定め、社内男性の育児休業取得率100%を達成した。男性社員が家庭内で積極的に育児に参加することにより、就業と育児を両立している女性社員への理解が深まるという点でも、企業の風潮が企業制度の整備により変化することは、国内の企業の社員が育児への関心を高めることとなる。出産を希望する就業女性に対して社会全体が支援する基盤の一つになり得るのである。

第2節 企業制度拡充の実現可能性

前節では、高所得世帯への育児支援策としての企業制度整備の必要性を示した。

さて、実際に制度拡充をすすめるためには財源の確保が必ず問題となるが、本節ではこの問題に焦点をあてる。

2015年の育児休業給付に対する予算は282億円であり、事業主負担は93%である。また厚生労働省の2014年度の雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は前年度と比べ、0.27ポイント上がり2.30%だった。29人以下の小さな事業所での取得率の上昇が、全体の数字を押し上げた。2014年度の内閣府男女共同参加局の見解でも、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けて、育児休業、短時間勤務やテレワークなどの多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備が必要ということは明らかである。ただし、現政権は2020年度に男性の取得率13%を目指しているが、大きく下回っている。実際に取得率13%が達成されるために必要な費用は、上記から単純計算すると1833億円の公費を賄わなければならない。この追加的な費用について、児童手当と増税の2点から提案する。

まず第3章の分析から、高預貯金額世帯は出生行動に関して預貯金額は影響しないという結果が得られた。ここで一つ先行研究を紹介する。宇南山(2011)によると児童手当はライフサイクル仮説で分析可能とした。ライフサイクル仮説に従えば、児童手当などの一時的な現金支給政策は、大部分が貯蓄に回され、消費に与える影響が小さいことが予測される。そこで総務省統計局の公表している「家計調査」の個票データを用いた結果、理論の予測と整合的であり、多くが貯蓄にまわされる(消費は1-3%)ことが判明した。一方で、借入制約⁹に直面する世帯は児童手当の70~80%程度が消費に回されており、理論と整合的であった。加えて、その用途は補習学習、旅行や食費などであり、おおむね児童手当の趣旨に即していた。つまり、借入制約に直面する世帯にいる子供の支援をする政策として、児童手当は一定の成果があったといえる。したがって、児童手当は低所得層には有効であるが、高所得者世帯は児童手当が配給されても預貯金へと充てられ、出生行動には影響しないといえる。

児童手当の財源は平成24年度で国負担分(約1.2兆円)、地方負担分(約0.6兆円)である。平成22年度の所得金額階級別にみた世帯数の分布及び平均所得金額をみると、児童のいる世帯の所得金額階級が判明する。現行では、児童手当は960万円以下の世帯に限定されて

⁹ 借入制約に直面する世帯とは、年間収入・金融資産残高がともに第1四分位に入るような世帯のこと。

いるが、仮に、700万円以上の世帯には児童手当を廃止したとする。すると、約20%の児童手当の削減に成功する。つまり、 $1.8 \text{兆円} \times 0.2 = 0.36 \text{兆円}$ の余剰が生まれる。

次に、社会保障費に充てられる増税分について着目する。平成28年度に消費税が10%に引き上げられる。増税分の使い道として社会保障充実に5000億円が充てられ、その内3000億円が子育て支援に充てられる。以上の2つの財源からワーク・ライフ・バランスを推進する企業に補助金を充てることが可能になる。もちろん、高所得者の世帯収入をいくりに設定するか等議論の余地はあるものの、こうした財源の移転により、効率的な支援策への転換を図ることは決して難しいことではない。

第3節 低所得世帯への支援と保育所のあり方

ここまで高所得世帯の育児支援について提案してきたが、一方で低所得世帯が必要としているのは経済的な余裕であり、企業による支援制度の効果はみられない。現在、「第2子の壁」と考えられている経済的な余裕の不足は、すなわち低所得者世帯の出生行動の限界に置き換えることができる。しかしながら家計に対して、政府が現在の児童手当等の現金給付以上に過剰な支援を行った場合、女性の就業意欲を低下させ、大規模な財政赤字を招く恐れがある。このように、低所得世帯に対しては経済的支援が困難な以上、認可保育所のような現物給付による支援を進めることが望ましい。

そこで我々が保育所のあり方とともに低所得世帯向けに提案するのは、入所基準に所得水準を取り入れることである。

そもそも保育所は低所得者向けに創設された歴史がある。柴崎(1997)によると、保育の源流である「二葉幼稚園」は貧民の子女を対象にした幼稚園であり、飲食や衣服を施し、さらには衛生的な指導もするという、いわば慈善幼稚園であった。都市社会の下層で苦しんでいる貧民の子女こそが保育を受ける必要性があるとしてこの幼稚園は設立されたが、大正5年には乳児保育の必要性や終日保育を実施することなどから、幼稚園という名称を捨て「二葉保育園」と改称し、ここに保育園として新たな出発をした、という経緯がある。

また、出生数に関して図7にあるように、既に子どものいる世代が若いほど次の子どもを産む割合が高い。若い世帯が子供を産むことが望ましいが、多くの若い世帯は所得が低

いため、育児と就業の両立を図ることが困難な現状にある。国税庁の2013年に公表した「民間給与の実態調査結果」からは、20歳から69歳の給与所得者の平均給与について、20歳から29歳の平均所得は全体の8割であると読み取ることができる。そのため、低所得層に認可保育所を利用してもらうことは、若者への育児支援や第2子以降の出生に対しても効果があり、出生率向上につながると考えられる。

しかし、第1章第3節の図5の通り、現在入所基準に含まれているのは、父母の勤務時間に加え身内に要介護者がいるか、保護者に障害があるかなどといった、保育に欠ける環境であることを示す要素であり、間接的には低所得者であるという含意を持つ。しかし、保育料が一定である認可外保育所を選択肢に加えることが困難な低所得者に対し、直接的に認可保育所の利用をしやすい配慮はなされていない。このことは、結果的にフルタイムで働く高い所得の世帯に認可保育所のサービスが供給され、認可保育所以外に選択肢を持たない低所得の世帯が入所できないという事態を発生させる。さらに、本稿の実証分析による高預貯金額世帯と低預貯金額世帯との比較において、認可保育所の整備状況による出産意欲上昇の効果が高いと認められたのは后者である。以上より、所得水準は他の入所基準と同様に組み込まれるべきではないかと考える。

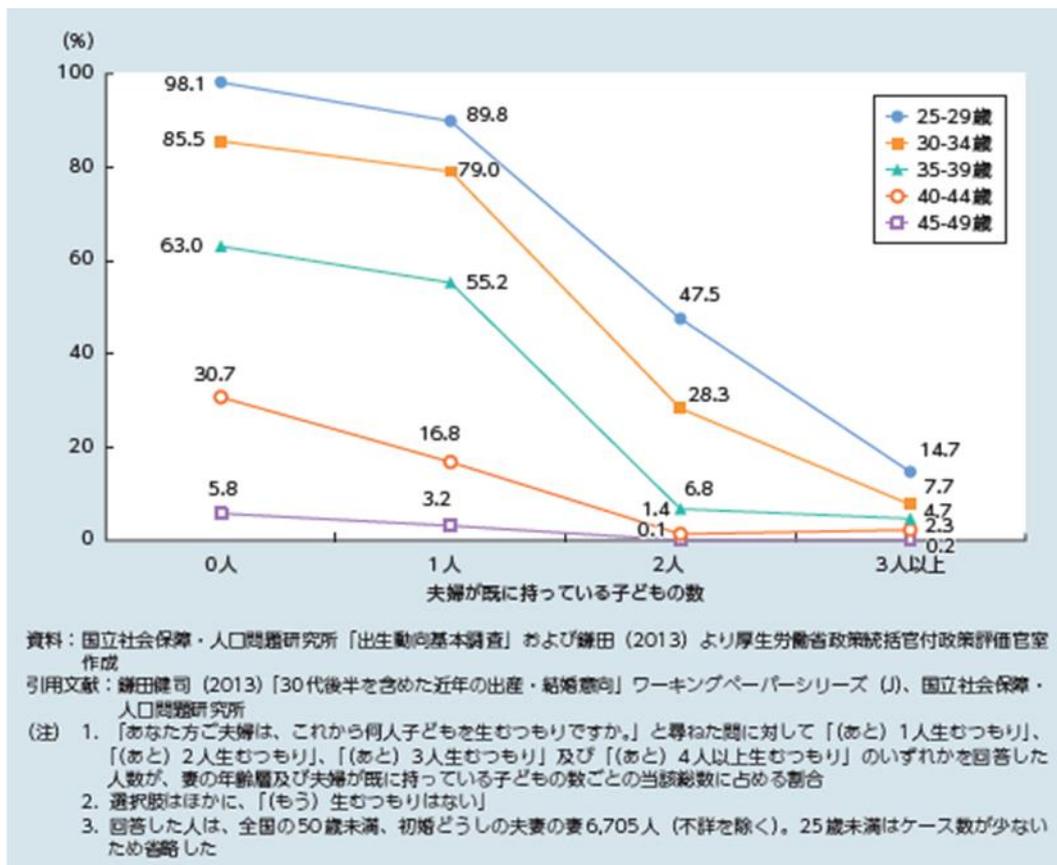


図7 既にいる子どもの数別 今後の出産希望割合

出典：平成25年度版厚生労働白書

ここまで、保育の負担を軽減するための選択肢が限られている低所得者に対して、保育所の整備がいかに重要であることを示した。最後に、低所得者の定義づけという課題に対して述べる。貧困を表す基準の1つとして、OECD（経済協力開発機構）の相対的貧困率というものがある。等価可処分所得の中央値の半分の金額未満の人口が全人口に占める比率であるこの相対的貧困率を用いて、所得水準について国際比較が行われている。日本でも厚生労働省により「国民生活基礎調査」のデータをもとに計算されているが、このような全国一律の値を保育サービスの供給において所得基準に用いることは推奨しない。なぜなら、保育サービスは市町村単位で行われ、地域差のある給付であるため、第2章第2節で取り上げたように待機児童問題においてもその深刻さは様々である。したがって、OECDの公表しているような定義は必要であるが、所得水準を入所の条件に加える際には、地域・自治体によって異なる所得水準を把握した上で適当な値を模索する必要がある。このような地

域ごとの設定には、取り組み方にも差異が生じる他、国と地方の連携体制が整っていないなど
の問題も存在するが、特に認可保育所があるべき姿としては、これまでの
ような入所基準だけでなく、低所得層に対して最も身近な支援であるべきなのである。

おわりに

本稿の実証分析の結果、低所得層は労働時間を減らすことの経済的余裕がなく、保育所の利用が有効であると判明した。一方で、高所得層は経済的余裕があるため、夫の家事従事時間などの要因が重要であることが明らかになった。そこで第2子を産める環境を整えるための施策として、所得階層に着目して政策提言を行った。

具体的には、低所得層を対象にした育児支援策として、認可保育園の入所基準に「所得水準」という項目を加えることを提案した。しかし、入所基準を新たに加えることにより、待機児童の増加が懸念される。また、所得水準はOECDの相対的貧困率の計算をもとに設定したため、分析における低預貯金額の基準を含め、金額設定については保育サービスの供給単位である自治体ごとに議論を深める必要がある。高所得層に関しては、夫が育児に従事できるようにするため、企業が育児休業制度や短時間勤務制度などのワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を提唱した。平成27年現在、育児休業給付金は約9割が事業主負担であるため、こうした育児支援制度の維持に公費の負担を増やすことが有効であるとした。さらに、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業は生産性が高いという先行研究もあり、雇用者と労働者の双方にメリットがあることも提言の根拠である。

しかし、保育所サービスは自治体単位で運営されているにも関わらず、今回我々はデータの制約上、都道府県・市町村単位の個票を得ることができず、8つの地域ブロックで代用せざるを得なかった。今後、都道府県・市町村単位のデータを用いた詳細な分析ができるようになることで、我々の提言の少子化問題に対するより具体的な効果を測る機会が得られることを期待する。

先行研究・参考文献・データ出典

《先行研究・参考文献》

- ・ 社会福祉法人日本保育協会 「認可保育所について」
(<http://www.nippo.or.jp/howto/index.html>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 全国保育団体連絡会 「公定価格・利用者負担について」
(<http://www.hoiku-zenhoren.org/database/search.php?page=2>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 株式会社日本福祉総合研究所 「事業所内保育所（託児所）について」
(<http://www.jwri.jp/public/index.html>) 2015/10/15 データ取得
- ・ 財務省主計局 「財政統計（予算決算等データ）」
(<http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/>) 2015/10/25 データ取得
- ・ 厚生労働省アンケート「子育て期の男女への仕事と子育てと両立に関するアンケート」
2009 年度
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/09/dl/h0929-1a.pdf>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 厚生労働省 「少子化に関する意識調査研究」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/040908/>) 2015/10/20 データ取得
- ・ 厚生労働省 「平成 25 年度版厚生労働白書－若者の意識を探る－（本文）」
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 厚生労働省 「保育所関連状況取りまとめ」（平成 26 年 4 月 1 日）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057750.html>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 厚生労働省 「地域児童福祉事業等調査」（平成 24 年）
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/12/index.html>) 2015/10/22 データ取得
- ・ 厚生労働省 「第 6 回 21 世紀成年者縦断調査」（平成 21 年 3 月 11 日）
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/seinen09/kekka2-4.html>)
2015/10/22 データ取得
- ・ 厚生労働省 「育児休業取得率の推移」

- (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-25c.pdf>) 2015/10/25 データ取得
- ・ 国税庁「民間給与の実態調査結果」
(<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2010/minkan.html>)
2015/10/31 データ取得
 - ・ 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果概要」
(<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou14/chapter3.html>) 2015/10/22 データ取得
 - ・ 国立社会保障・人口問題研究所(2015)「人口統計資料集」
(http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2015.asp?fname=T03-09.htm) 2015/10/29 データ取得
 - ・ 一般社団法人1more Baby 応援団「夫婦の意識調査2015」
(<http://www.1morebaby.jp/release/2015/0528.pdf>) 2015/10/22 データ取得
 - ・ 横浜市子ども青少年局「平成28年度横浜市保育所等利用案内(2号・3号認定用)」
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/data/h28nyusyo/23riyouannnai.pdf>) 2015/10/31 データ取得
 - ・ 朝倉 考吉, 北川 巧生, 石井 康裕(1959)「全国銀行預金についての一分析—その特質と決定要因—」『内閣府経済社会総合研究所経済分析第1号』
 - ・ 宇南山(2013)「仕事と結婚の両立可能性と保育所2010年国勢調査による検証」RIETI Discussion Paper 13-J-039.
 - ・ 宇南山卓(2014)「保育所整備の政策効果：女性の活躍と少子化対策」、財務総合政策研究所「効率的政策ツールに関する研究会」報告書 pp15-34.
 - ・ 宇南山卓・山本学(2015) 保育所の整備と女性の労働力率・出生率-保育所の整備は女性の就業と出産・育児の両立を実現させるか-
 - ・ 小葉武史・安岡匡也・浦川邦夫(2009)「夫の家事育児参加と出産行動」『季刊社会保障研究 Vol. 44』
 - ・ 滋野由紀子・大日康史(2001)「育児支援策の結婚・出産・就業に与える影響」岩本康志『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社
 - ・ 柴崎正行(1997)「明治時代において保育施設の概念はどのように形成されていったか」『東京家政大学研究紀要 1 人文社会科学 Vol. 38』

- ・白波瀬佐和子(2005)「少子高齢社会のみえない格差-ジェンダー・世代・階層のゆくえ」
東京大学出版会
- ・萩原里紗(2013)「労働時間制度が主観的厚生に与える影響の考察」(2013年、単著、『日本
の家計行動のダイナミズム[IX]-家計パネルデータからみた市場の質』、第9巻)
- ・樋口美雄(2000)「女性労働と出生力」高橋重郷『少子化に関する家族・労働政策の影響
と少子化の見通しに関する研究』厚生科学研究政策科学推進研究事業平成11年度報告
書
- ・樋口美雄・松浦寿幸・佐藤一磨(2007)「地域要因が出産と妻の就業継続に及ぼす影響」
RIETI Discussion Paper Series 07-J-012
- ・松田茂樹(2005)「男性の家事・育児参加と女性の就業促進」橘木峻詔『現代女性の労働・
結婚・子育て』ミネルヴァ書房
- ・水上・赤澤・小林(2009)「三世代同居意識と家規範意識に関する研究：世代と家族形態
からの検討」

《データ出典》

- ・総務省「住民基本台帳年齢別人口」2015/9/10 データ取得
- ・厚生労働省「社会福祉等実施調査」2015/9/15 データ取得